

平成 20 年 4 月 23 日

各自治会長様

北栄町長 松本 昭夫
(公印省略)

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の出前講座について

平成 20 年 4 月から高齢者の方の医療制度が変わり、75 歳（一定の障害がある方は 65 歳）以上の方は「国民健康保険」や社会保険等の「健康保険」を自動的に脱退し、『長寿医療制度（後期高齢者医療制度）』で医療を受けていただくことになりました。

この医療制度を広くみなさんに知っていただくため、昨年度北条地区・大栄地区の説明会、各自治会・老人クラブでの説明会を行ってきましたが、まだまだ周知が十分とは言えません。

つきましては、今年度も「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」出前講座を開催し、新制度について周知を図りたいと思います。各自治会・老人クラブに職員が出向いて説明いたしますので、自治会でご検討いただき、出前講座を希望される自治会は日時等ご相談いただきますようお願いいたします。

記

1. 説明時間

説明内容は別紙のとおり
(30 分から 1 時間程度)

2. その他

特定健診・特定保健指導の説明についても併せて行うことができますので、ご相談ください。

お問い合わせ

健康福祉課 国保医療係

電話 37-5867 (内線 263)

FAX 37-5339

平成20年4月から75歳以上の方全員を対象に長寿医療制度が始まります

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

現在、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方は、国民健康保険や社会保険等の健康保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていますが、この老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4からは新しく創設される「長寿医療制度」で医療を受けることになります。

●制度のポイント

①対象となる方

75歳以上の方
(一定の障害がある方は65歳以上)が対象。
(65歳以上74歳までの一定の障害をお持ちの方は、長寿医療制度へ加入するかどうか選択することができます)

④お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかったときの自己負担額は今まで
の老人保健と変わりません。
かかった医療費の1割、現役並み所得者は3割
の窓口負担をお願いします。

②運営主体

鳥取県内の19市町村すべてが加入する「鳥取県
後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

- 広域連合 保険料の決定、医療の給付
- 市町村 保険証の引き渡し、申請や届出の
受付、保険料の徴収など窓口業務

③保険証が変わります

保険証は1人に1枚交付されます。
現在の老人保健受給者証サイズの保険証を
平成20年3月にお届けする予定です。

⑤保険料を納めます

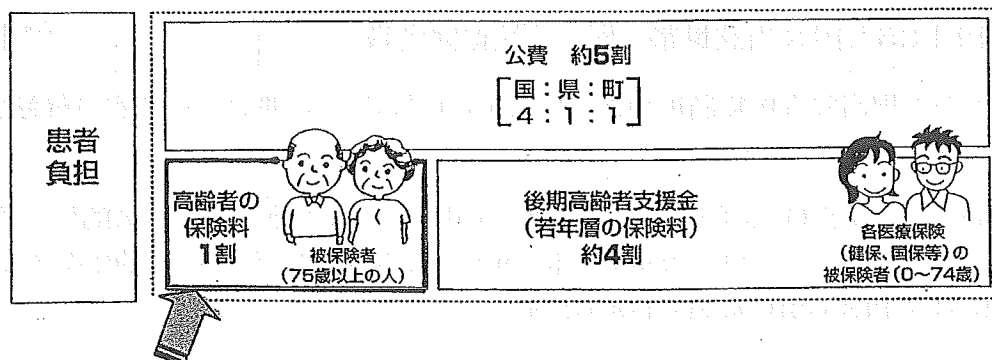
被保険者全員が所得などに応じて決められる
保険料を納めます。

- 保険料の額 個人単位で計算し、原則として
年金(年額18万円以上の方)
から天引きされます。

ただし、年額18万円未満の方や介護保険料と
後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の
1/2を超える方については納付書や口座振替
等の方法により納付していただくことになります。

(軽減措置あり)

●制度運営のしくみ



長寿医療制度では、後期高齢者医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う自己負担を除いた分を、公費(国・県・市)が5割を負担、現役世代からの支援(後期高齢者支援金＝若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者のみなさんからの保険料でまかないます。

保 険 料

保険料の額は平成19年11月広域連合議会で決定した県内均一の保険料率をもとに、被保険者1人当たりいくらと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。

平成20年度及び平成21年度における 鳥取県後期高齢者医療保険料率	
被保険者均等割額	41,592円
所得割率	100分の7.75

年 間 保 険 料 (限度額50万円)	均等割額	所 得 割 額
=	41,592円	+ 被保険者の総所得金額等(※) から33万円を差し引いた金額の 合計額 × 7.75%

※収入から必要経費(給与所得控除額、公的年金等控除など)を差し引いたものです。

※均等割額と所得割額の合計に100円未満の端数がある場合は、切り捨てします。

均等割の軽減措置

均等割額は、被保険者全員に定額で賦課されます。ただし、所得が低い方やこれまで保険料負担がなかった健康保険や共済組合の被扶養者の方については、保険料が減額されます。

①所得が低い方

「本人」「同一世帯の後期高齢対象者」「世帯主」の合計所得(軽減判定所得)が一定以下
の場合には均等割に以下の軽減があります。

総所得金額等が下記金額以下の世帯	減額割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く)	5割
33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割

※ 世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

※ 総所得金額とは、たとえば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。

【例1】◆一人暮らしAさん、年金収入168万円の場合

所得=168万円-120万円(公的年金控除)-15万円(特別控除)

=33万円 … Aさんの所得…7割軽減に該当

所得割の計算

$$\text{算定対象所得} \times 7.75\% = \text{円}$$

※ 算定対象所得とは、各所得の合計額から基礎控除33万円を引いた額。

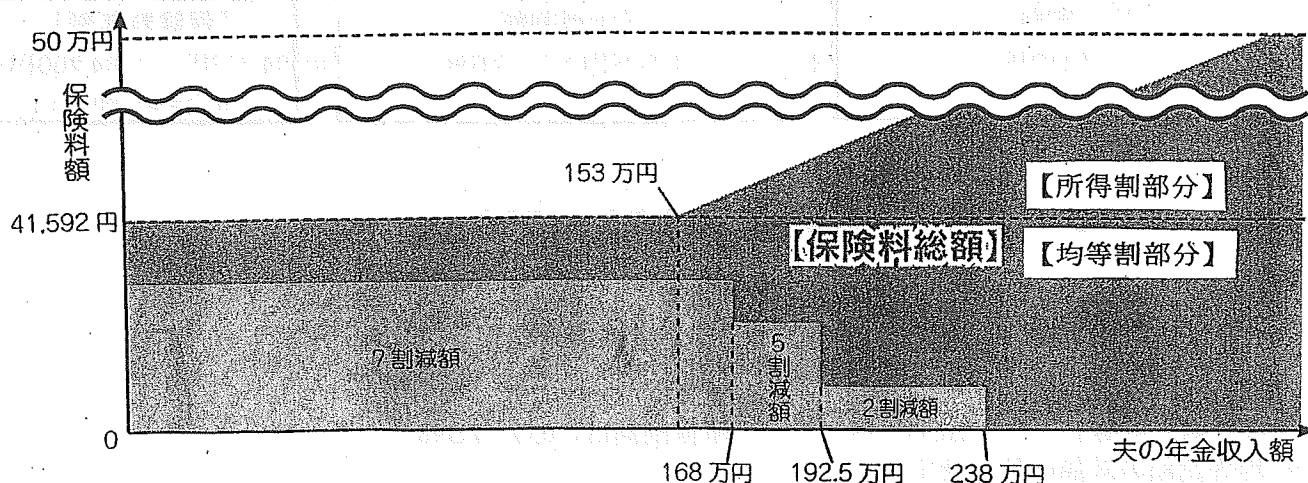
収入が年金のみの被保険者の場合、収入額が153万円以下の場合には、算定対象所得が0円となるため、所得割は賦課されません。

$$\begin{array}{rclclcl} \text{収入} & & \text{年金控除} & & \text{基礎控除} & & \text{算定対象所得} \\ 153\text{万円} & - & 120\text{万円} & - & 33\text{万円} & = & 0\text{円} \end{array}$$

※下図は、後期高齢者医療保険料の概要を夫婦二人世帯で収入が夫の年金だけの場合

153万円以下では所得割額はかからず、168万円以下では7割減額となります。

(この数字は、今後の税制改正等により変更があり得ます)



②被扶養者であった方の軽減

会社の健康保険や共済組合の被保険者の「被扶養者」であった人は、加入時から2年間は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も5割軽減されます。

さらに、平成20年4月から平成21年3月までは、特例措置として下記のとおり軽減されます。

適用期間		軽減内容	
		均等割額	所得割額
特例	平成20年4月～9月まで	かかりません	かかりません
	平成20年10月～平成21年3月まで	9割軽減(2,000円)	かかりません
平成21年4月～平成22年3月まで		5割軽減	かかりません

保険料の計算例

《計算例1 78歳で1人住まいの人 年金収入80万円》

年金収入	80万円	年金収入	80万円
- 公的年金控除	120万円	- 公的年金控除	120万円
- 特別控除	15万円	- 基礎控除	33万円
+ 他の世帯員の所得	なし	「総所得」	なし
「世帯の総所得等」	なし	→ 所得割額が0	
→ 均等割額が7割減額			

【均等割額】 41,592円 × 0.3	+	【所得割額】 0円	=	【保険料年額】 12,478円 ⇒ 12,400円 (100円未満は切り捨て)
--------------------------------	---	---------------------	---	---

《計算例2 78歳で1人住まいの人 年金収入208万円》

年金収入	208万円	年金収入	208万円
- 公的年金控除	120万円	- 公的年金控除	120万円
- 特別控除	15万円	- 基礎控除	33万円
+ 他の世帯員の所得	なし	「総所得」	55万円
「世帯の総所得等」	73万円	→ 所得割額はこの7.75%	
→ 均等割額の減額は該当せず			

【均等割額】 41,592円	+	【所得割額】 55万円 × 7.75%	=	【保険料年額】 84,217円 ⇒ 84,200円 (100円未満は切り捨て)
--------------------------	---	-------------------------------	---	---

《計算例3 78歳で息子(世帯主)と二人暮らし 年金収入80万円》

年金収入	80万円	年金収入	80万円
- 公的年金控除	120万円	- 公的年金控除	120万円
- 特別控除	15万円	- 基礎控除	33万円
+ 他の世帯員の所得	300万円	「総所得」	0円
「世帯の総所得等」	300万円	→ 所得割額はこの7.75%	
→ 均等割額の減額は該当せず			

【均等割額】 41,592円	+	【所得割額】 0円	=	【保険料年額】 41,592円 ⇒ 41,500円 (100円未満は切り捨て)
--------------------------	---	---------------------	---	---

《参考》保険料額の比較(年額)

	北栄町国民健康 保険税	後期高齢者医療 保険料
1人住まい・年金収入80万円 (上記例1)	15,700円	12,400円
1人住まい・年金収入208万円 (上記例2)	87,800円	84,200円

※北栄町国民健康保険税は、平成19年度の税率が変わらないものとして試算し、資産割は含まず